

窓口2割負担の導入について（10月1日施行）

令和3年6月に成立した、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、一定以上の所得の方に、医療機関窓口における2割負担を導入

（現役世代の負担を抑え、持続可能な社会保障を構築するもの）

1 対象となる方

同一世帯に、住民税課税所得（諸控除を適用した後の額）が28万円以上の被保険者がいて、かつ、

①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上

②複数世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上

※但し、3割負担の方は除く

区分	負担割合	
現役並み	3割	R4. 10. 1 施行 →
一般	1割	
一般	1割	

区分	負担割合	
現役並み	3割	約 4.1 万人 (5.6%)
一定以上所得	2割	
一般	1割	約 12.9 万人 (17.9%)
一般	1割	約 55.3 万人 (76.5%)

※R4. 8 時点（被保険者数 723, 015 人）

2 配慮措置の実施

長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2割負担となる方の外来受診の負担増加額が最大で月 3,000 円に収まるよう、高額療養費制度を活用した配慮措置を実施する。

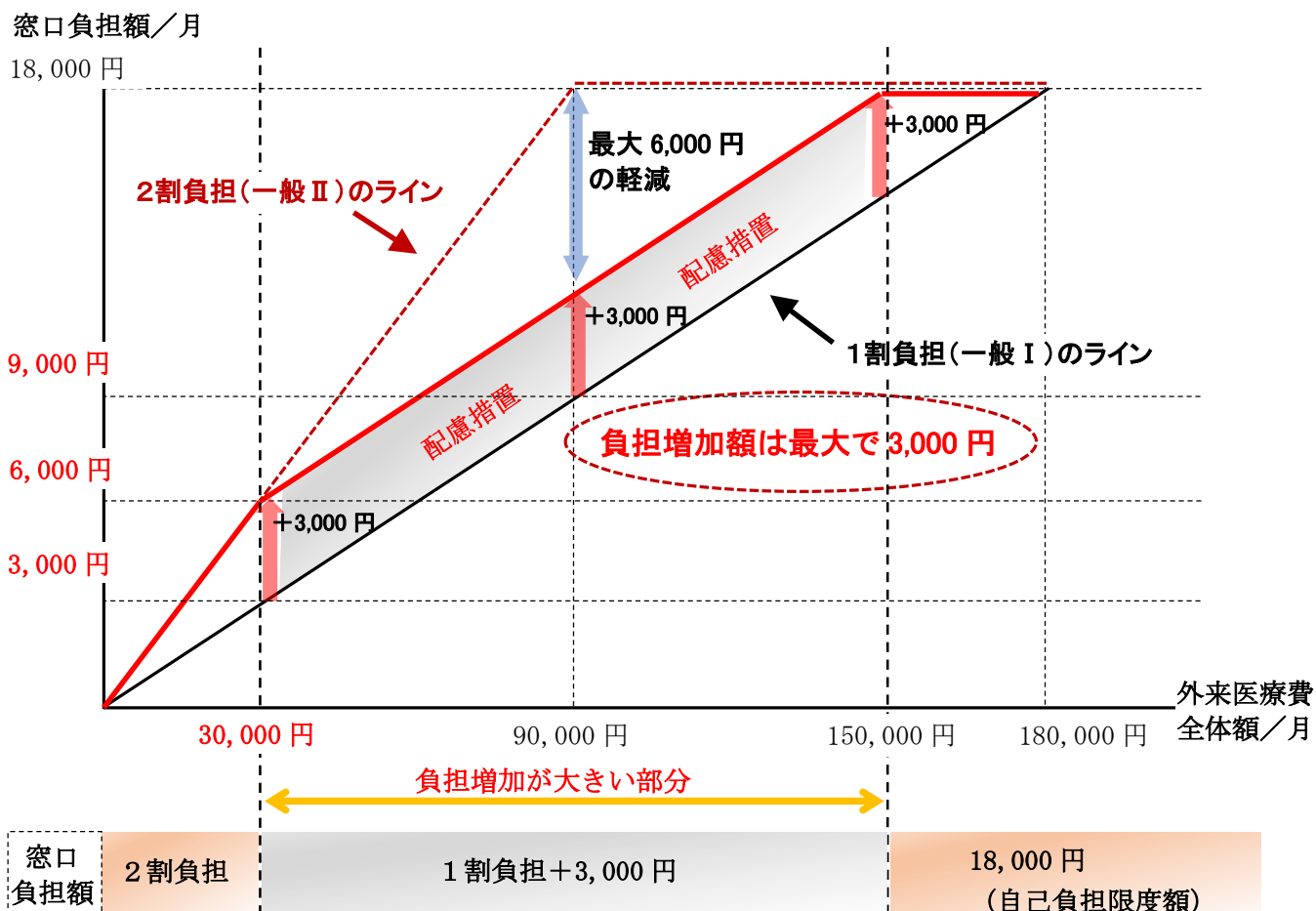
同一医療機関での受診に際しては、現物給付化される。

別の医療機関や調剤薬局など、現物給付化されない場合には、申請により最短 4 か月後を目処に償還（支給）される。

※ 令和 4 年 10 月診療分から令和 7 年 9 月診療分までが配慮措置の対象。

※ 実務上、一度申請があれば、その後の申請は不要（自動的に振込み）。

また、本年 9 月から 11 月にかけて、2割負担となる方で口座の登録がない方を対象に、「事前申請」を促す取組みを実施する。



国が示すモデルでは、配慮措置の実施により、外来の年間の負担額が平均で3万円増えるところ、2万2,000円に抑えることができるとしている。

	配慮措置がない場合		配慮措置を実施した場合	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
外来	4.7万円	7.7万円(+3万円)	4.7万円	6.9万円(+2.2万円)
入院	3.6万円	4.0万円(+0.4万円)	3.6万円	4.0万円(+0.4万円)
合計	8.3万円	11.7万円(+3.4万円)	8.3万円	10.9万円(+2.6万円)

※出典：R3.6.17厚労省高齢者医療課説明資料

3 財政的な影響

【本広域連合における令和4・5年度（第8期）医療給付費及び保険料への影響】

■医療給付費

	令和4年度	令和5年度	合計
2割負担導入による影響	▲33.5億円	▲84.3億円	▲117.8億円
公費負担(約5/10)	▲16.6億円	▲41.7億円	▲58.3億円
現役世代支援金(約4/10)	▲13.4億円	▲33.7億円	▲47.1億円
保険料(約1/10)	▲3.5億円	▲8.9億円	▲12.4億円
第8期最終積算額	7,947.6億円	8,344.2億円	16,291.8億円

■保険料

	平均保険料 (軽減適用後)	均等割額	所得割率
2割負担導入による影響	▲231円	▲161円	▲0.07ポイント
第8期最終積算額	81,731円	56,435円	10.54%

4 窓口2割負担実施に向けた広報等

